

地域包括支援センターの円滑な運営と地域支援事業について

地域包括支援センターの円滑な運営について

1 地域包括支援センターの主な機能

(1) 介護予防マネジメント（保健師等を中心に対応）

新予防給付と介護予防事業（地域支援事業）のマネジメントを一体的に実施し、要介護状態となることの予防と要介護状態の悪化予防を図る。

(2) 総合相談・支援（社会福祉士を中心に対応）

住民の各種相談を幅広く受け付け、制度の垣根に捉われない横断的・多面的支援を行う。

相談内容に応じて、行政機関、保健所、医療機関、介護サービス事業者、民生委員、各種ボランティアなどの必要な社会支援サービスや制度が利用できるよう援助する。

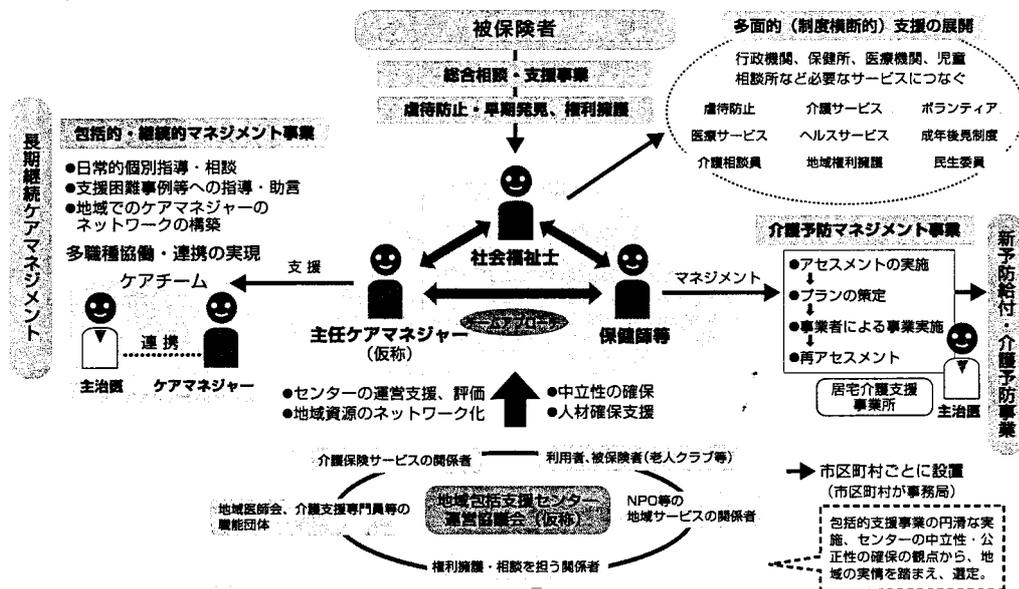
(3) 権利擁護相談（社会福祉士を中心に対応）

高齢者に対する虐待の防止や早期発見のための事業その他の権利擁護のための事業を行う。

(4) 包括的・継続的マネジメント（主任ケアマネジャーを中心に対応）

高齢者一人ひとりの状態の変化に対応した長期マネジメントを後方支援するため、ケアマネジャーの日常的個別指導、支援困難事例等への指導・助言、地域のケアマネジャーへのネットワークづくり、長期継続ケアにあたる。

■ 地域包括支援センター（地域包括ケアシステム）のイメージ



2 事業者（現在の地域型在宅介護支援センター）が考えている課題等

17年5月～7月に各センターからヒアリングを行ったところ、全体の傾向として次の課題等があげられた。

なお、ヒアリングの結果の詳細は、現在、とりまとめを行っている。

（1）職員の確保 *経過措置のルールづくり*

地域包括支援センターの運営に必要な、

保健師又は経験のある看護師

主任ケアマネジャー（スーパーバイザー的な役割を担えるケアマネジャー）

社会福祉士

のスタッフについて確保が難しい、という意見があった。

なお、各専門職種については、地域における人材確保の実情や養成の状況等を勘案し、準ずる専門資格を有する者でも可とする旨の経過措置がおかれる予定。

多くの地域型在宅介護支援センターが居宅介護支援事業者であることから、地域包括支援センターの専任となる職員が担当していたケースを担当換えすることになり、新たに介護支援専門員を確保する必要がある。

（2）公正中立性の確保 *公正中立のためのルールづくり*

多くの地域型在宅支援センターが施設や病院に併設されており、地域包括支援センターの公正中立性の確保のため、執務室の位置や名称（現在は施設・病院名が入っている）も含め、ルールづくりが必要である、という意見があった。

（3）運営費の確保 *国の予算措置の問題、経過措置との関係*

地域包括支援センターが運営を開始する平成18年度当初は、要介護認定の更新認定期間の関係上、新予防給付の対象者数が少なく、運営費の確保が難しい、という意見があった。

（4）継続的なマネジメントの確保 *居宅介護支援事業者を含めた質の向上、ルールづくり*

地域包括支援センターでは、新予防給付として要支援者と要介護1の一部の方を対象にマネジメントを行うが、新予防給付の予防プランの担当者と介護サービスのケアプランの担当が変わることになるため、継続的なマネジメントができなくなる。居宅介護支援事業者が別法人の新予防給付から移行してきた要介護認定者のマネジメントを拒んだり、保健師等の取組により要介護度の進行を遅らせていたものが、担当の変更によって急に状態が悪化する恐れがある、という意見があった。

3 円滑な運営の確保のための方策（案）

各センターからの意見も踏まえ、次の方策について検討する。

- (1) 公正中立な地域包括支援センターの運営や当面の経過措置などに関するルールづくり
- (2) 質の確保・向上のための取組
- (3) 地域包括支援センターのサポート

(1) 公正中立な地域包括支援センターの運営や当面の経過措置などに関するルールづくり

「地域包括支援センター運営協議会」の役割と区役所・支所単位での「協議会」の設置

地域包括支援センターが円滑にその役割を果たしていけるよう、市町村ごとに「地域包括支援センター運営協議会」を設置することになっており、本市では、「京都市民長寿すこやかプラン推進協議会」が担う。

政令指定都市である本市の場合、地域ごとの固有の課題等について議論する場が必要であり、区役所・支所ごとにも「協議会」が必要。

「地域包括支援センター運営協議会」の所掌事項として、次のものがある。

<センターの設置等に関すること>

センターの担当する圏域の設定

センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の法人への委託又はセンターの業務を委託された法人の変更。

センターの業務を委託された法人による予防給付に係る事業の実施

センターが予防給付に係るマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所

その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

<センターの運営に関すること>

運営協議会は、毎年度ごとに、センターから次に掲げる書類の提出を受ける。

ア 当該年度の事業計画書及び収支予算書

イ 前年度の事業報告書及び収支決算書

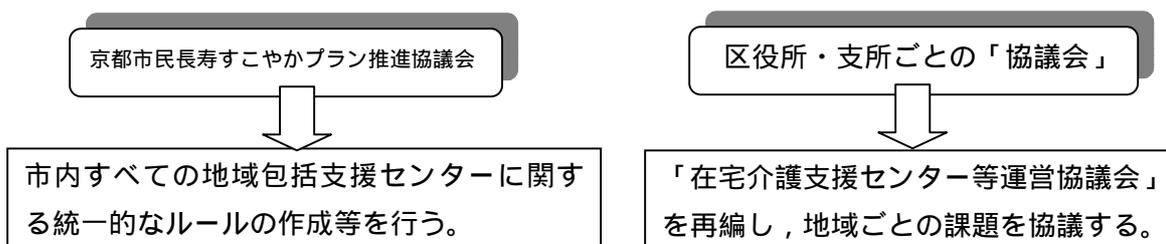
ウ その他運営協議会が必要と認める書類

運営協議会は イの事業報告書によるほか、次に掲げる点を勘案して必要な基準を作成した上で、定期的に又は必要な時に、事業内容を評価する。

ア センターが作成するケアプランにおいて、正当な理由なく特

定の事業者が提供するサービスに偏りがいないか
 イ センターにおけるケアプランの作成の過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘因していないか
 ウ その他運営協議会が地域の実情に応じて必要と判断した事項
 <センターの職員の確保に関すること>
 運営協議会は、センターの職員を確保するため、必要に応じ、運営協議会の構成員や、地域の関係団体等の間での調整を行う。
 <その他の地域包括ケアに関すること>
 運営協議会は、地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、地域包括支援業務を支える地域資源の開発その他の地域包括ケアに関する事項であって運営協議会が必要と判断した事項を行う。

今後、全市レベルの「地域包括支援センター運営協議会」としての「京都市民長寿すこやかプラン協議会」と各区役所・支所ごとの「協議会」の役割分担を明確にする。



(2) 質の確保・向上のための取組

実務者会議，実務者研修の開催

18年度当初は様々な情報を必要とすることが予測されるため、区役所・支所ごとの実務者会議や、全市での研修会を開催する。

実地指導

介護予防マネジメントをはじめ、総合相談・支援，権利擁護相談，包括的・継続的マネジメントが適切に実施されているか，本市職員による実地指導を行う。

(3) 地域包括支援センターのサポート

基幹型在宅介護支援センターとしての役割の継続

制度改正により基幹型在宅支援センターの名称は無くなるが，予定されている地域包括支援センターの役割が大きいことから，引き続き，区役所・支所がリーダーシップを発揮し，適切な指導・助言，支援を行っていく。

地域ケア会議の継続

現在，基幹型在宅介護支援センター運営事業として，区役所・支所が主体となり開催している「地域ケア会議」を継続し，高齢者の地域ケアに関する需要の早期発見及び迅速な対応を行うための連携体制を構築するとともに，参加者の資質向上を図る。

介護予防の達成状況の点検・評価

地域包括支援センターの機能向上のため，介護予防事業の実施により，どの程度，要支援又は要介護状態への移行を防止できたか，その達成状況を点検・評価し，事業内容に活かしていく。

地域支援事業について

1 基本的な流れの中での課題

(1) 国が想定している基本的な流れ

(資料6 - 参考 「全国介護保険担当課長会議資料」9～14頁を参照)

(2) 本市で検討中の課題

早期発見のための関係機関・関係者への周知をどのように図っていくか。

基本チェックリストは、どのような場面で活用が考えられるか。

要介護認定の申請、地域包括支援センターへの紹介をどのように働きかけるべきか。

介護予防事業のサービス量とスクリーニングされた対象者数の需給バランスをどのように図るべきか。

介護予防事業の対象者で医療との連携が必要な場合、どのような手法によるか。

複数の事業の利用が適当である場合や地域の関係者との連携が必要な場合、必要に応じてサービス担当者会議を行うことになっているが、どのような手法によるか。

事業効果の把握等については、どのように行い、また、事業内容に活かす仕組みをどうするか。など

2 新たに必要と思われる事業

(1) 現在実施している事業の移行

国から詳細は示されていないが、「地域支援事業」又は「地域支援事業以外の国庫補助事業」に再編され、メニューにない事業は、「介護保険の市町村特別給付」又は「市単独事業」となる。

【現在実施している主な事業の移行見込み】

介護予防・地域支え合い事業

地域支援事業

老人保健事業

在宅福祉事業費補助金

老人保健事業、 介護予防・地域支え合い事業など	必須事業	介護予防事業	一般高齢者施策	すこやかショートステイ すこやかホームヘルプサービス事業 健康すこやか学級 高齢者筋力トレーニング普及促進ポ ランティア養成講座 健康教育（個別） など
			虚弱高齢者施策	健康教育（集団） 健康相談 転倒予防教室 いきいき健康サポート事業 歯周疾患予防健診 成人・妊婦歯科健診相談指導 在宅高齢者機能回復訓練事業（すこ やか講座） など
		総合相談・包括支援事業		在宅介護支援センター運営 基幹型在宅介護支援センター など
		権利擁護・虐待防止		認知症高齢者等権利擁護推進事業 高齢者虐待防止ネットワーク運営事業
	任意事業	介護給付費適正化		
		家族介護支援事業		家族介護用品給付事業
		その他日常生活支援		東九条シルバーハウジング生活援助 員派遣事業 老人福祉員設置事業

地域支援事業以外の国庫補助事業

詳細は不明であるが、現行の「介護サービス適正実施指導事業」の再編により、一部の事業が該当するものと思われる。

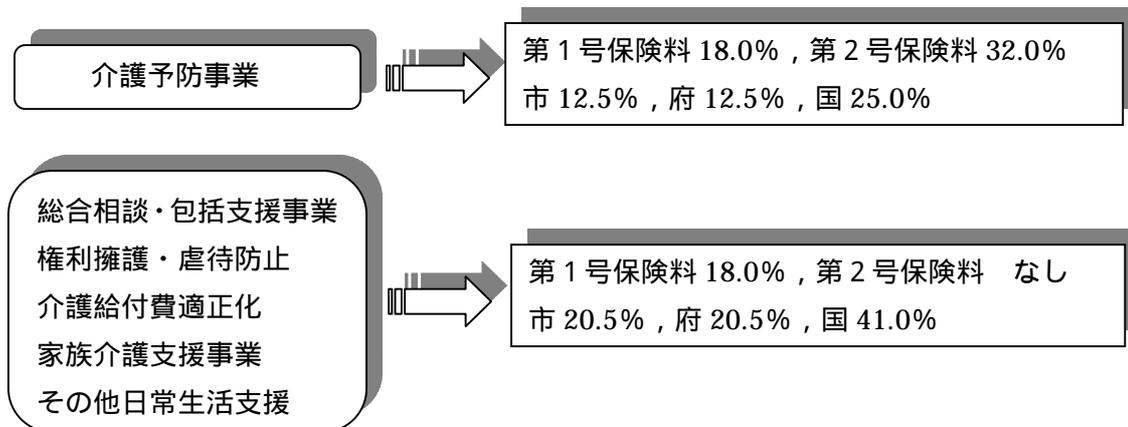
介護保険の市町村特別給付

経費のすべてを第1号被保険者の保険料を充てるため、保険料の増額への影響が大きい。

市単独事業

経費のすべてを本市で負担するため、事業規模により大幅な負担増になる。

< 地域支援事業の財源構成 >

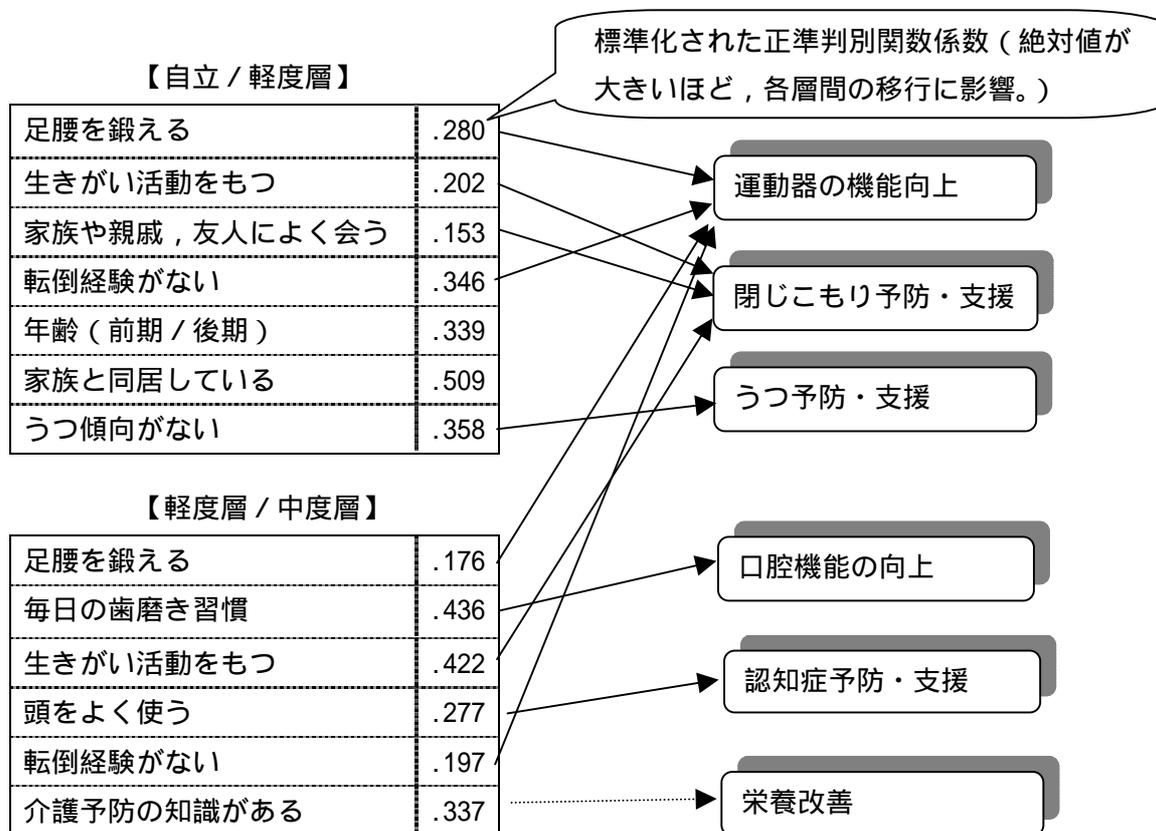


(2) 国から示されている事業のイメージ

(資料6 - 参考 「全国介護保険担当課長会議資料」3~8, 18~26 頁を参照)

(3) 本市の調査結果

本市で実施した「高齢者の生活と健康に関する調査」による要介護状態となるリスク要因の分析(第1回推進協議会で報告)では, 国が示すメニューの重要性を裏付ける結果が出ている。



(4) 本市の関連既存事業

種 別	事 業 名	事 業 概 要
運動器の機能向上	転倒予防教室	筋力トレーニングなどの運動実技と老化に伴う疾病予防の知識,転倒予防の工夫の講話等を行う。
	高齢者筋力トレーニング普及推進ボランティア養成講座	「京から始めるいきいき筋力トレーニング」(中高年を対象とした手軽にできる運動プログラム)や健康づくりの知識を学習してもらい,地域において自主的に健康づくりや介護予防の普及啓発に取り組むボランティアを養成する。
閉じこもり予防・支援	いきいき健康サポート事業	虚弱で家に閉じこもりがちで何らかの健康問題を抱えている高齢者を対象に,保健師等が地域に出向いて「訪問指導」「健康教室」を行う。
	健康すこやか学級	学校の余裕教室等を活用した施設に通所してもらい,おおむね週1回約4時間程度で健康状態の確認やレクリエーション等を行う。
	老人クラブ	同じ地域に住む高齢者が,趣味やサークル活動等を通じて自らその生活を健康で豊かなものにするとともに,地域福祉の担い手として自主的に活動を行う。
	老人福祉センター	高齢者の健康の増進,教養の向上及びレクリエーションのための場所や機会を提供するとともに生活,健康,職業などの相談に応じる。

(閉じこもり予防・支援)	敬老乗車証	様々な社会活動に参加し,生きがいを高めてもらうため,市バス・地下鉄敬老乗車証を交付する。
うつ予防・支援	健康教育, 健康相談	保健所で,生活習慣病や健康増進等,健康に関する知識を深めていただくため,健康教室や講習会を開催したり,相談を受ける。
	精神保健福祉相談	保健所やこころの健康増進センターにおいて,こころの健康相談を行う。
口腔機能の向上	在宅要介護者歯科保健事業	身体的理由で通院が困難な在宅の方に,歯科医師が訪問して健診や歯科保健指導(口腔ケアの指導)を行う。
	成人・妊婦歯科健診相談指導	保健所において,歯科医師と歯科衛生士による歯科健診,相談,指導を行う。
	歯周疾患予防健診	指定医療機関において,歯周病検査を行い,歯科健診,歯周組織の検査,検査結果に基づく適切な口腔保健指導を行う。40歳,50歳,60歳及び70歳の方が対象。
認知症予防・支援	認知症の介護入門講座	認知症についての基礎的な医学知識や介護方法について学んでいただく。
	健康教育, 健康相談,(再掲)	
栄養改善	配食サービス	身体状況等により食事を作ることが困難な高齢者に,栄養のバランスがとれた昼食を届ける。
	健康教育, 健康相談,(再掲)	

<本市の特徴>

- 「運動器の機能向上」については、手軽にできる運動プログラムの開発及びボランティアの養成によって、広がりを持たせた事業展開を行っている。
- 「閉じこもり予防・支援」については、高齢者の生きがい支援としての福祉事業を中心にメニューが多く、「うつ予防・支援」にも寄与している。
- 「口腔機能の向上」については、歯科保健事業として実施している。
- 「認知症予防・支援」、「栄養改善」については、健康相談や健康教育の中で行っている。

(5) 本市で検討中の課題

○本市はどの事業を優先して取り組むべきか。

また、各事業において、特定高齢者施策（ハイリスクアプローチ）と一般高齢者施策（ポピュレーションアプローチ）のどちらを重視していくべきか。（⇒資料6-参考 18～26頁を参照。）

○国が示す各事業のイメージから考えて、どのような事業内容、担い手が考えられるか。

○既存の事業、関係機関等との役割分担、連携をどのように考えるか。
また、既存の事業の工夫によって実施できるものはあるか。

○行政機関の役割について、どのように考えるべきか。 など